

今西税金裁判第6回公判に80名の傍聴!

ただす会署名は4472筆提出!合計1万筆こえる!

今西税金裁判「公正な裁判を 求める要請署名」にご協力下さい!

今西さんの税金裁判とは..2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん(57才、土木建築業)宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに行った調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

次回第7回公判は 4月14日(木) 午前10時~ 京都地裁101号法廷です

消費税の2重取りを許さず

税制・税務行政をたす京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 5 9 2 - 5 8 5 8 / FAX 5 0 2 - 3 2 4 6

2005年3月7日発行

一月九日行われた今西税金裁判第六回公判は、前回より多くの約八〇人が傍聴しました。冒頭、久保弁護士より、消費税は中小零細業者にとつては転嫁できず、自己負担となる厳しい税制であること。納税者の権利として立会人に同席してもらおうような正当な権利行使を「調査拒否」とした事は謝りであること、税務調査は調査担当者の裁量にゆだねられるものでないこと、立会人がいないために税務職員が違法行為をおこなった具体的事件の事例を挙げて説明しました。

また、黒澤弁護士より、情報公開によって明らかにされた税務調査に関する平成十一年~十五年度の調査処理状況集計表に関して、平成十三年度東山税務署館内の税務調査において、青色申告所に対して

事前通知を行った割合は93.4%にあがっているが、今西さんの場合は何故か、事前通知がされていない、多数の納税者の中で、今西さんが調査対象として選ばれた具体的な理由を、該当する欄を明らかにするよう求めました。

(情報公開の文書の内訳の欄は、黒くぬられていています。)

裁判終了後の報告会では「情報公開は時代の流れ。傍聴を埋めてきた成果で裁判官の姿勢変わってきた。」と弁護士より報告。参加者からは「消費税が1千万円に変わると、新規の課税事業者に対してどこの相談にのるか税務署とのつばぜり合いだ。」「今西さんの裁判について憲法問題からみているんなら角度から考えている。」など発言がありました。

署名は四四七二筆、これまでの合計で一〇四八八筆提出しました。